

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の三第一項第七号、第三十八条第九号（これらの規定を金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百号）第三十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第六十六条の十四第三号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する

内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	(有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項) 第八十三条 その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の第三項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項(当該金融商品取引契約が電子募集業務又は電子募集取扱業務に係る取引に係るものである場合以外の場合にあつては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。)とする。 「二〇八 略」 九 当該有価証券が特定仕組債である場合にあつては、次に掲げる事項 イ 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の実勢条件その他の条件に基づき、公正な方法により算出した特定仕組債の価格(イにおいて「理論価格」といい、当該特定仕組債の発行、組成又は販売に係る業務に要する費用その他の金額を含まないものとする。)並びに理論価格と当該特定仕組債の取得価額との間に差額がある場合における当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由
改正前	(有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項) 第八十三条 「同上」 「二〇八 同上」 「号を加える。」

ロ 特定仕組債の発行者又はその組成に係る主要な業務を行う者と当該金融商品取引業者等との間に資本関係又は人的関係がある場合にあつては、その旨並びにそれにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

ハ 当該金融商品取引業者等において行われるその部署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について特定仕組債の売買その他の取引を行った場合に特別の評価を行うこととしていたときは、その旨並びにそれにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

ニ 当該有価証券の売買その他の取引が法第二条第一項第十号に掲げる有価証券（ロ及びハ並びに第二百七十五条第一項第三十五号において「投資信託受益証券」という。）の売買その他の取引（法第二条第八項第七号に掲げる行為に係るものを除く。）である場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該金融商品取引業者等が受領する信託報酬の額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。）及び当該信託報酬を対価とする役務の内容並びに当該信託報酬を受領することにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨

ロ 投資信託受益証券の発行者と当該金融商品取引業者等との間に資本関係又は人的関係がある場合にあつては、その旨並びにそれにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反する

「号を加える。」

おそれがある旨及びその理由

ハ 当該金融商品取引業者等において行われるその部署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について投資信託受益証券の売買その他の取引を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

「2・3 略」

4 第一項第九号の「特定仕組債」とは、法第二条第一項第一号から

第五号までに掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（次に掲げる要件の全てに該当するものを除く。）であつて、顧客が前条第三号口又は第五号口に掲げる事項を理解するために相当程度の知識及び経験を必要とするものをいう。

一 償還期限及び償還金額（確定金額に限る。）の定めがあり、かつ、償還時に額面金額の全部又は一部の償還がされない条件が付されていないこと。

二 元本の償還及び利息の支払が、払込みをする通貨と同じ通貨で行われない条件が付されていないこと。

三 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標（次号において「指標」という。）に係る変動により期限前償還をする条件が付されていないこと。

四 指標（金利及び金利に基づいて算出される数値を除く。）に係

「2・3 同上」

「項を加える。」

る変動により利息の額が変動する条件が付されていないこと。

五 元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付されていないこと。

六 金融庁長官の指定する有価証券でないこと。

(禁止行為)

第百十七条 法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「一〇五十 略」

五十一 登録金融機関が顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を説明しないで、特定仕組債（第八十三条第四項に規定する特定仕組債をいう。ロ及びハ並びに第二百七十五条第一項第三十四号において同じ。）に関する金融商品仲介行為を行うこと。

イ 手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、当該金融商品仲介行為に関して登録金融機関が顧客以外の者から受領する金銭の額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。）及び当該金銭を対価とする役務の内容並びに当該金銭を受領することにより当該登録金融機関と顧客との利益が相反するおそれがある旨

ロ 特定仕組債の発行者、その組成に係る主要な業務を行う者又は委託金融商品取引業者と登録金融機関との間に資本関係又は

(禁止行為)

第百十七条 「同上」

「一〇五十 同上」

「号を加える。」

人的関係がある場合にあっては、その旨並びにそれにより当該登録金融機関と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

ハ 登録金融機関において行われるその部署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について特定仕組債に関する金融商品仲介行為を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該登録金融機関と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

五十二 顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に對し、あらかじめ、次に掲げる事項を説明しないで、投資一任契約の締結の代理又は媒介をする行為

イ 手数料、報酬、費用その他のいかなる名称によるかを問わず、当該行為に関して金融商品取引業者等が顧客以外の者から受領する金銭の額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。）及び当該金銭を対価とする役務の内容並びに当該金銭を受領することにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨

ロ 当該投資一任契約の相手方となる金融商品取引業者等又は当該行為を行う金融商品取引業者等に当該行為の委託を行う者と当該行為を行う金融商品取引業者等との間に資本関係又は人的関係がある場合にあっては、その旨並びにそれにより当該行為を行う金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれが

「号を加える。」

ある旨及びその理由

ハ 当該行為を行う金融商品取引業者等において行われるその部署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について投資一任契約の締結の代理又は媒介を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該金融商品取引業者等と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

〔2〕56 略〕

（金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為）

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〕三十三 略〕

三十四 顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に對し、あらかじめ、次に掲げる事項を説明しないで、特定仕組債に関する金融商品仲介行為を行うこと。

イ 手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、当該金融商品仲介行為に関して金融商品仲介業者が顧客以外の者から受領する金銭の額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。）及び当該金銭を対価とする役務の内容並びに当該金銭を受領することにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨

〔2〕56 同上〕

（金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為）

第二百七十五条 〔同上〕

〔一〕三十三 同上〕

〔号を加える。〕

ロ 特定仕組債の発行者、その組成に係る主要な業務を行う者又は所属金融商品取引業者等と金融商品仲介業者との間に資本関係又は人的関係がある場合にあっては、その旨並びにそれにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

ハ 金融商品仲介業者において行われるその部署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について特定仕組債に関する金融商品仲介行為を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

三十五 顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を説明しないで、投資信託受益証券に関する金融商品仲介行為を行うこと。

イ 手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、当該金融商品仲介行為に関して金融商品仲介業者が顧客以外の者から受領する金銭の額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。）及び当該金銭を対価とする役務の内容並びに当該金銭を受領することにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨

ロ 投資信託受益証券の発行者又は所属金融商品取引業者等と金融商品仲介業者との間に資本関係又は人的関係がある場合にあつては、その旨並びにそれにより当該金融商品仲介業者と顧客

「号を加える。」

との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

ハ 金融商品仲介業者において行われるその部署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について投資信託受益証券に関する金融商品仲介行為を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

三十六 顧客（特定投資家を除く。以下この号において同じ。）に對し、あらかじめ、次に掲げる事項を説明しないで、投資一任契約の締結の媒介をする行為

イ 手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、当該行為に関して金融商品仲介業者が顧客以外の者から受領する金銭の額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。）及び当該金銭を対価とする業務の内容並びに当該金銭を受領することにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨

ロ 当該投資一任契約の相手方となる金融商品取引業者等又は所属金融商品取引業者等と金融商品仲介業者との間に資本関係又は人的関係がある場合にあつては、その旨並びにそれにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

ハ 金融商品仲介業者において行われるその部署又はその役員若

「号を加える。」

しくは使用人の業務の実績に関する評価について投資一任契約の締結の媒介を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該金融商品仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由 〔2・3 略〕	〔2・3 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正)

第二条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
(有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項) 第九十五条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約(特定預金等契約及び特定保険契約を除く。第三項において同じ。)が有価証券の売買その他の取引に係るものである場合における準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。 「一・二 略」 三 当該有価証券の売買その他の取引が金融商品取引法第二条第一項第十号に掲げる有価証券(ロ及びハ並びに第一百一十一条第一項第二十六号において「投資信託受益証券」という。)の売買その他の取引(同法第二条第八項第七号に掲げる行為に係るものを除く。)である場合にあつては、次に掲げる事項 イ 相手方金融機関が受領する信託報酬の額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。)及び当該信託報酬を対価とする役務の内容並びに当該信託報酬を受領することにより当該相手方金融機関と顧客との利益が相反するおそれがある旨 ロ 投資信託受益証券の発行者と相手方金融機関との間に資本関	(有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項) 第九十五条 「同上」 「一・二 同上」 「号を加える。」

係又は人的関係がある場合にあっては、その旨並びにそれにより当該相手方金融機関と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

ハ 相手方金融機関において行われるその部署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について投資信託受益証券の売買その他の取引を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該相手方金融機関と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

〔2・3 略〕

（有価証券等仲介業務に関する禁止行為）

第百十一条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約である場合における準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〇十四 略〕

十五 顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号、第二十六号及び第二十七号並びに第百十八号第四号及び第五号において同じ。）に対して、有価証券に係る次に掲げる書類が英語に

〔2・3 同上〕

（有価証券等仲介業務に関する禁止行為）

第百十一条 〔同上〕

〔一〇十四 同上〕

十五 顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号並びに第百十八号第四号及び第五号において同じ。）に対して、有価証券に係る次に掲げる書類が英語により記載される旨の説明を行

より記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書の交付（当該文書に記載すべき事項を第八十八条第六項第一号又は第二号に規定する閲覧に供する方法に準じて提供することを含む。以下この号において同じ。）をしないで買付けの媒介又は取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における当該有価証券の買付けに係る委託の媒介を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交付をした場合を除く。）。

「イ」チ 略」

「十六」二十五 略」

二十六 顧客に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を説明しないで、投資信託受益証券に関する金融サービス仲介行為を行うこと。

イ 手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、当該金融サービス仲介行為に関して金融サービス仲介業者が顧客以外の者から受領する金銭の額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。）及び当該金銭を対価とする役務の内容並びに当該金銭を受領することにより当該金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨

ロ 投資信託受益証券の発行者又は相手方金融機関と金融サービス仲介業者との間に資本関係又は人的関係がある場合にあっては、その旨並びにそれにより当該金融サービス仲介業者と顧客

わす、又はその旨を記載した文書の交付（当該文書に記載すべき事項を第八十八条第六項第一号又は第二号に規定する閲覧に供する方法に準じて提供することを含む。以下この号において同じ。）をしないで買付けの媒介又は取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における当該有価証券の買付けに係る委託の媒介を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交付をした場合を除く。）。

「イ」チ 同上」

「十六」二十五 同上」

「号を加える。」

との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

ハ 金融サービス仲介業者において行われるその部署又はその役員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について投資信託受益証券に関する金融サービス仲介行為を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

二十七 顧客に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を説明しないで、投資一任契約の締結の媒介を行う行為

イ 手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、当該行為に関して金融サービス仲介業者が顧客以外の者から受領する金銭の額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該計算方法が特定の数値に一定の割合を乗ずる方法である場合には、当該割合を含むものに限る。）及び当該金銭を対価とする役務の内容並びに当該金銭を受領することにより当該金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨

ロ 当該投資一任契約の相手方金融機関又は当該行為を行う金融サービス仲介業者に当該行為の委託を行う者と当該行為を行う金融サービス仲介業者との間に資本関係又は人的関係がある場合にあっては、その旨並びにそれにより当該行為を行う金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

ハ 金融サービス仲介業者において行われるその部署又はその役

「号を加える。」

員若しくは使用人の業務の実績に関する評価について投資一任契約の締結の媒介を行った場合に特別の評価を行うこととして いるときは、その旨並びにそれにより当該金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由 〔2・3 略〕	〔2・3 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この府令は、令和七年十二月一日から施行する。